

【裁判例紹介】

フリーランスに対するハラスメントに係る委託者の安全配慮義務違反を認めた事例

- アムールほか事件

(東京地判令和4年5月25日、労働判例1269号15頁)

山本 龍太郎

Ryotaro Yamamoto



Profile

福田 竜也

Tatsuya Fukuda

Profile

【Point】・委託者の代表者によるフリーランスに対するハラスメントについて、委託者の安全配慮義務違反が認められた事例
・委託者の役員や従業員による取引先に対するハラスメントについて、委託者自身も損害賠償責任を負う可能性があるため、より一層の注意が必要

【事案の概要】

エステティックサロンを経営する株式会社であるY1（被告）の代表者Y2（被告・令和2年当時40歳前後の男性）が、平成31年3月、美容ライターであるX（原告・平成7年生まれの女性）に対し、Xが開設するホームページの問合せフォームを通じて、Y1の店舗の体験記事の執筆等を依頼しました。

Y2は、上記体験記事の執筆のためにXとの打合せや同人への施術を行いました。その際に、①これまでの性体験等に関する質問をする、②無理やりにでも裸になった方が施術のときにくすぐったく感じなくなるなどと述べて、バストを見せるように求める、③施術用の紙パンツを脱ぐよう指示し、Xの陰部を触った上、自分で陰部を触ることを要求して従わせ、さらにY2の性器を触ることを要求する、④Xの臀部にY2の股間を押し付ける等の行為をしました。

令和元年6月頃、Y2はXに対し、Y1専属のウェブ運用責任者として、1日1回上質な記事をY1ホームページに掲載し、SEO対策を行って集客につながるY1ホームページを制作・運用することを依頼しました。これに対して、Xは、同年7月1日、Y2に対し、契約書の案文を交付しました。当該契約書には押印がなされていなかったものの、当該契約書案の内容について修正を求められることはありませんでした。

その後、Xは、令和元年8月1日から同年10月17日までの間、Y2の指示を仰ぎながらコラム記事をY1ホームページに掲載するなどして業務を履行する等しました。しかし、Y2は、同年8月以降、⑤Xが執筆した記事の質が低いことなどを理由として契約を打ち切る旨を告げる等する、⑥今のXはプロフェッショナルではない、書く記事全てが上位に表示されないのであれば意味がないなどとメッセ

ージを送信する、⑦仕事の質が低いことや兼業をしていることなどについて不満を述べる、⑧Xを抱擁してキスを迫り、Xの臀部にY2の股間を押し付ける、⑨Y1店舗において打合せを行った際、Xを抱擁し、キスをしようとした上、上半身の着衣を脱ぐように等指示する、⑩Xから、Xが行った作業を検証ないし評価する方法について話を求められたのに対し、そういうことも教えないとわからないのであれば報酬を要求しないしてほしい等というメッセージを送信する等の行為をしました。

そこで、Xは、Y1に対し、業務委託契約に基づく報酬請求を行うとともに、Y2に対する不法行為に基づく損害賠償請求及びY1に対する安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求を行いました。

【判断の概要】

裁判所は、XのY1に対する業務委託契約に基づく報酬請求について、令和元年7月1日頃には、XとY1との間において、業務委託契約が成立していたものと認めるのが相当であるとしました。

また、Y2の一連の言動（【事案の概要】①～⑩の各言動）は、Xの性的自由を侵害するセクハラ行為に当たるとともに、業務委託契約に基づいて自らの指示の下に種々の業務を履行させながら、Xに対する報酬の支払を正当な理由なく拒むという嫌がらせにより経済的な不利益を課すパワハラ行為に当たると認めるのが相当である（XがY2に従属し、Y2がXに優越する関係にあったものというべきであるから、上記の言動はXに対するセクハラ行為ないしパワハラ行為に当たると認められる）としました。

その上で、Y1の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任の有無について、Xは、

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

Y1 専属のウェブ運用責任者として Y1 ホームページを制作・運用する業務等を委託され、Y2 の指示を仰ぎながらこれらの業務を遂行していたというのであり、実質的には、Y1 の指揮監督の下で Y1 に労務を提供する立場にあったものと認められるから、Y1 は、X に対し、X がその生命、身体等の安全を確保しつつ労務を提供することができるよう必要な配慮をすべき信義則上の義務を負っていたとして、Y1 の安全配慮義務を認め、Y1 の当該義務違反による債務不履行責任を認めました。

【検討・コメント】

本事例では、フリーランスとの間の業務委託契約の成否並びに当該フリーランスへのハラスメントについて不法行為及び安全配慮義務違反の成否が争われました。

本事例の特徴の一つは、業務委託契約においても当事者間に優越的關係が存在し、正当な報酬の支払という経済的利益がパワハラ行為の被侵害法益となり得ることが示された点にあります。本判決は、Y2 の一連の言動をハラスメントとして認定していることから、あくまでも、Y2 の X に対する優越的關係やセクハラ行為との一連性を踏まえて、正当な報酬の支払を拒むといった行為がパワハラ行為（不法行為）となり得るとの判断がなされたとも考えられます。しかし、一定の場合に、正当な報酬の支払という経済的利益を被侵害法益としてパワハラ行為となり得る（報酬支払請求のみならず、慰謝料請求まで認められる）と判断されたことは注目に値します。

また、本事例は、フリーランス（取引先）に対する代表者のハラスメント行為について、法人である委託者の安全配慮義務違反を認めたとところに先例的な意義があります。

判例上、安全配慮義務は「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の關係に入った当事者間において、当該法律關係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して

信義則上負う義務として一般的に認められるべきもの」とされ¹、必ずしも労働契約関係でない当事者間でも成立し得るものとされてきました。これを前提として、裁判例においては、雇用契約ではない請負・業務委託契約等に基づき個人に業務委託を行っている事案について、「雇用契約に準じるような使用従属關係」から安全配慮義務の存否を判断したのもも存在します²。

本判決について検討すると、裁判所は、委託者のフリーランスに対する実質的な指揮監督に言及した上で安全配慮義務を認めており、本判決も従来の判例・裁判例の流れを汲むものと評価できます。もっとも、安全配慮義務は「特別な社会的接触」により発生するところ、本判決からは、委託者によるフリーランスへの「指揮監督」の存在が同義務を肯定するための必須の要件となるのかは明らかではありません。したがって、本事案に比して指揮監督の程度が弱い又は指揮監督が存しないといえるような事案において委託者の安全配慮義務が認められるのかは、今後の検討課題になると思われます³。

以上のとおり、本判決によると、企業の役員や従業員による取引先に対するハラスメントが発生した場合、当該役員又は従業員が不法行為責任を負うだけでなく、企業が自身の責任として損害賠償責任を負う可能性があります。本判決は、近年増加傾向のフリーランスの保護に資するものであり、結論自体は支持されるものと考えられます。2023年4月28日に成立した「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（公布の日から1年6月を超えない時期に施行）においてハラスメントの防止等が規定されていること等を踏まえても、今後は、社内に限らず、取引先に対する言動についてのより一層の注意が必要になるものと考えられます。

以上

¹ 陸上自衛隊八戸車両整備工場事件・最判昭和50年2月25日民集29巻2号143頁。

² 和歌山海運送事件・和歌山地判平成16年2月9日労判874号64頁。

³ なお、本判決につき「職場環境配慮義務ないし人格尊重義務といった存在の定立があつてしかるべきであった」と指摘するものとして、滝原啓允「フリーランスへのセクシュアル・ハラスメント等にかかる委任者における安全配慮義務違反の成否」労判1272号81頁があります。また、本事例は、Y1の代表者であるY2が職務に関連してハラスメント行為を行っているとも考えられるため、代表者の行為についての損害賠償責任について規定した会社法350条に基づく損害賠償請求の余地もあるように思われるところ、その理論構成については検討の余地があるものとも考えられます。

記事一覧に戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。